

n.n) (>
@v \ ()
- (-)

食品安全監視センター通信
ぷちリス
~~~~~  
令和5年度5月29日 臨時号)

n.n ) ( >  
@v \ ( )  
- ( - )

\*\*\* INDEX \*\*\*\*\*

① 「「特定保健用食品の表示許可等について」の一部改正について」 および 「特別用途食品なる経口補水液と誤認されるおそれのある表示について」

② 令和5年度食品ロス削減優良取組表彰の実施について(お知らせ)

\*\*\*\*\*

① 「「特定保健用食品の表示許可等について」の一部改正について」 および 「特別用途食品なる経口補水液と誤認されるおそれのある表示について」

特別用途食品とは、「乳児の発育や、妊産婦、授乳婦、えん下困難者、病者などの健康の保持・回復などに適するという特別の用途について表示をおこなうもの」とされています。

今回、令和5年5月19日付け消食表第237号「特別用途食品の表示許可等について」の一部改正により、特別用途食品の病者用食品に「経口補水液」の区分が新設されました。

経口補水液は感染性胃腸炎による下痢・嘔吐の脱水症状の際に、水・電解水の補給のために利用できる製品であり、当該製品を販売するにあたっては、許可基準への適合性について、国の個別審査を受けたうえで、消費者庁長官の特別用途食品の許可を得る必要があります。

他方、従前から、電解質組成を調製した清涼飲料水について、「経口補水液」の名称とともに、当該製品が特定疾病のための食事療法上の期待できる効果の根拠が、医学的、栄養学的に明らかにされていないにもかかわらず、「脱水時」「熱中症対策」等と記載することにより、あたかも脱水症状を起こしている人を対象とした病者用食品であるかのように表示している事例が散見されました。広告を含めこのような表示は、健康増進法第43条第1項の規定違反となります。

今回、特別用途食品の病者用食品に「経口補水液」が新設されたことにあわせて、「特別用途食品なる経口補水液と誤認されるおそれのある表示について」(令和5年5月19日付け消食表第245号)が発出され、以下の6つのポイントが示されています。

①「経口補水液」と表示して製品を販売するためには、特別用途食品の許可を得ること。

②熱中症に適した病者用食品として経口補水液を販売する場合は、特別用途食品の個別評価型病者用食品として許可を取得すること。

③電解質組成を調整した清涼飲料水を、店頭 POP、ポスター、説明会等で「熱中症対策」として使用する場合は、「熱中症対策」表示ガイドラインの改訂について」を参考にすること。

④販売店等において、特別用途食品としての許可を受けたものを、清涼飲料水と区別せず同一の棚に陳列して販売する等により、消費者に対して、当該清涼飲料水が特別用途食品としての許可を植えたものと誤認されるような広告その他の表示をした場合、健康増進法第65条第1項の規定に違反するおそれがあるため、区別して陳列すること。

⑤経口補水液は病者用食品であることから、販売店等において、消費者が医師、管理栄養士等への相談、指導を得られる体制を構築することが望ましいこと。

⑥今回の許可基準の新設において、すでに「経口補水液」と表示している既存の清涼飲料水については、許可基準型の表示許可を取得したりするなど、速やかな対応を講じること。なお、許可手続きや包装資材の切り替えに一定程度の期間が必要であること等を考慮し、令和7年5月末までに、対応を終えること。

詳しくは、消費者庁ホームページ「特別用途食品」([https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/foods\\_for\\_special\\_dietary\\_uses/notice/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_special_dietary_uses/notice/))をご確認ください。

## ② 令和5年度食品ロス削減優良取組表彰の実施について(お知らせ)

滋賀県琵琶湖環境部では、多様な主体が連携協力しながら、食品ロス削減の県民運動「三方よし！！でフードエコ・プロジェクト」を展開しております。

このプロジェクトによる取組みの一環として、食品ロス削減に関して、他社の模範となる優れた取組を行った個人や事業者、団体の功績をたたえるため、表彰を実施されています。

対象の取組は、食品ロス削減に寄与するすべての取組が対象になります。

応募は、下記滋賀県ホームページ URL にあります応募書(様式)に必要事項を記入し、令和5年7月31日(月)(必着)までに、電子メール、FAX、持参または郵送にて「滋賀県 琵琶湖環境部 循環社会推進課」(滋賀県大津市京町四丁目 1 番1号)(E-mail:df00530@pref.shiga.lg.jp)あてご応募ください。

なお受賞者は県が設置する審査会において選定され、表彰された取組は、県ホームページなどに掲載し、広く情報発信されます。

○滋賀県ホームページ「滋賀県食品ロス削減優良取組表彰」  
(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/315423.html>)

また、食品ロスの削減につながる取組みとして、「HACCP に基づく衛生管理」の導入があります。HACCP システムによる工程管理は不適合品の取扱いについて、重点的に管理することができるため、食品ロスの削減につながると考えています。

滋賀県食品安全監視センターでは「HACCP 適合証明制度」を展開し、滋賀県内(大津市以外)の施設に対して、「HACCP に基づく衛生管理」の実施状況を確認し証明しています。

食品安全監視センターでは、適合証明に関する御相談をいつでも受付けております。

○滋賀県ホームページ「滋賀県 HACCP 適合証明制度」(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/syokunoanzen/312132.html>)



食品安全監視センターの所在地・連絡先

〒520-0834 滋賀県大津市御殿浜13番45号(滋賀県衛生科学センター内)

TEL : 077-531-0248 FAX : 077-537-8633

Email : [shokuhin@pref.shiga.lg.jp](mailto:shokuhin@pref.shiga.lg.jp)

《交通案内》

JR石山駅北口下車 徒歩 10 分

京阪電車石山坂本線粟津駅下車 徒歩5分

☆食品衛生に関するもっと詳しい情報を知りたい方は、  
滋賀県ホームページの食の安全情報にアクセスしてください。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/syokunoanzen/>

☆「ぷちリス」バックナンバーは食品安全監視センターHPに掲載しています。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/syokunoanzen/300257.html>

